

## 科目「相談援助の基盤と専門職」

## [具体的な受験勉強の進め方]

- ・ 出題基準に示されている出題範囲から、過去の実績を踏まえ、まずは5割得点(3~4/7点)に向けて、過去問を使用しながら最も出題されている出題基準中項目から順に解説を行っていきます。
- ・ その後、6割、7割獲得を目指す方は、他の出題基準中項目の内容についても自習を深めていきましょう。
- ・ 図表：出題基準等一覧表

相談援助の基盤と専門職			
大項目	中項目	例示	出題実績
1 社会福祉士の役割と意義	1 社会福祉士及び介護福祉士法	定義・義務／法制度成立の背景／法制度見直しの背景／他	☆☆☆☆
	2 社会福祉士の専門性	-	
2 精神保健福祉士の役割と意義	1 精神保健福祉士法	定義・義務／他	
	2 精神保健福祉士の専門性	-	
3 相談援助の概念と範囲	1 ソーシャルワークに係る各種の定義	国際ソーシャルワーカー連盟(IFSW)の定義／他	☆☆
	2 ソーシャルワークの形成過程	慈善組織協会／セツメント運動／他	☆☆☆☆
4 相談援助の理念	1 人権尊重	-	
	2 社会正義	-	
	3 利用者本位	-	
	4 尊厳の保持	-	
	5 権利擁護	-	
	6 自立支援	-	
	7 社会的包摂	-	
	8 ノーマライゼーション	-	
5 相談援助における権利擁護の意義	1 騒乱援助における権利擁護の概念と範囲	-	
6 相談援助に係る専門職の概念と範囲	1 相談援助専門職の概念と範囲	-	
	2 福祉行政等における専門職	福祉事務所の現業員／査察指導員／社会福祉主事／児童福祉司／身体障害者福祉司／知的障害者福祉司／他	
	3 民間の施設・組織における専門職	施設長／生活相談員／社会福祉協議会の職員／地域包括支援センターの職員／他	☆☆☆☆ ☆☆
	4 諸外国の動向	-	
7 専門職倫理と倫理的ジレンマ	1 専門職倫理の概念	-	
	2 倫理綱領	(社)日本社会福祉士会倫理綱領／その他職能団体の倫理綱領／国際ソーシャルワーカー連盟(IFSW)倫理綱領／他	
	3 倫理的ジレンマ	-	
8 総合的かつ包括的な援助と多職種連携(チームアプローチを含む)の意義と内容	1 ジェネラリストの視点に基づく総合的かつ包括的な援助の意義と内容	多機関による包括的支援体制／フォーマル・インフォーマル社会資源との協働体制／ソーシャルサポートネットワーク／他	☆☆
	2 ジェネラリストの視点に基づく多職種連携(チームアプローチを含む)の意義と内容	機関間相互関係／利用者・家族の参画／機関・団体間同士の合意形成／他	☆☆

## [過去問選択肢から見た頻出出題項目の検討]

I. 「民間の施設・組織における専門職（施設長／生活相談員／社会福祉協議会の職員／地域包括支援センターの職員／他）」の検討

\* この項目内容は、習得知識を基礎にしつつも、社会人（職業人）としての常識的判断も活かしながら選択肢を検討することも正答に辿り着く助けになるでしょう。

32-95：社会福祉施設等において、国により配置が義務づけられている専門職として、正しいものを1つ選びなさい。

① (×) 介護老人福祉施設における薬剤師

→介護老人福祉施設での配置…医師、生活相談員、介護職員、看護職員、栄養士、機能訓練指導員、介護支援専門員（薬剤師 ×）

② (×) 母子生活支援施設における保健師

→母子生活支援施設での配置…母子支援員、嘱託医、少年指導員、調理員、（+心理療法担当職員、DV被害者等個別対応職員）（保健師 ×）

③ (×) 婦人保護施設における理学療法士

→婦人保護施設での配置…施設長、入所者指導職員、調理員等（理学療法士 ×）

④ (○) 乳児院における看護師

→乳児院での配置…医師（嘱託医）、**看護師**、個別対応職員、家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、栄養士、調理員、保育士

⑤ (×) 地域包括支援センターにおける医師

→地域包括支援センターでの配置…保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員（医師 ×）

31-97：事例を読んで、H 生活指導員（社会福祉士）によるこの時点での対応として、適切なものを 2 つ選びなさい。

〔事例〕

H 生活指導員の担当している軽度の知的障害のある J さん（32 歳、女性）は、U 救護施設に入所している。J さんは家族との関係が良好ではなく、求職活動がうまくいかないなど嫌なことが重なり、何もする気にならないと意欲を失っている。

- ① (×) J さんの担当を熟練した他の生活指導員に交代するよう、施設長に依頼 (?) する。
- ② (○) J さんの今までの努力を認め、思いを聴き、今後の対応について一緒に考える。
- ③ (○) J さんのニーズを包括的に検討するため、ケースカンファレンスの開催を求める。
- ④ (×) 職員会議の場で、J さんの支援に関わる職員の選定を自分にまかせてほしいと提案 (?) する。
- ⑤ (×) J さんの身元引受人である家族に連絡を取り、今後の方針を委ねる (?)。

〔解説〕

- ・救護施設（生保法 38 条）：「身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難なよう保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設」

30-97：事例を読んで、母子生活支援施設の母子支援員（社会福祉士）の対応として、最も適切なものを 1 つ選びなさい。

〔事例〕

A さん（31 歳、女性）と B ちゃん（7 歳、女兒）は、市の福祉事務所を通じて、母子生活支援施設に入所している。A さんは、夫の暴力に耐え切れず、仕事を辞め、B ちゃんを連れて逃げてきた。A さんと B ちゃんの母子関係は良いが、B ちゃんには精神的に不安定な面がある。このため、B ちゃんは学校を休みがちである。A さんは夫と離婚し、新たな仕事を見つけ、B ちゃんとの安定した生活を得たいという。

- ① (×) B ちゃんへの個別対応は、B ちゃんが通う学校の学級担任に一任する (?)。
- ② (×) B ちゃんの治療のため (?)、児童相談所に児童自立支援施設への入所を依頼 (?) する。
- ③ (○) A さんの就業に当たって、最寄りの母子家庭等就業・自立支援センターに関する情報を提供し、その利用の可能性について A さんと検討する。
- ④ (×) A さんの退職の理由を詳細に聞く (?) ため、元の仕事を訪問 (?) する。
- ⑤ (×) 夫が勤務する会社に連絡 (?) し、配偶者暴力の背景となる要因がないか確認する。

〔解説〕

- ・DV 被害者支援では、関係機関が情報共有しながら協働して支援していく体制構築が求められる。
- ・DV 被害者支援では、安易に母子分離することなく、母子共々支えていく視点が重要となる。
- ・DV 被害者支援においても、個人の尊厳（プライバシーの尊重）を守る支援を心がけなければならない。
- ・DV 被害者支援では、事件性が高いケースであれば、本人と相談しながら警察とも連携して、警察主導による対処を進めていくことも必要となる。

~~~~~

## Ⅱ. 「ソーシャルワークの形成過程（事前組織協会／セツルメント運動／他）」の検討

32-93：ソーシャルワーク実践理論を発展させた人物に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- ① (×) ベーム(Boehm. W.) は、人間と環境の相互作用を基本視点とした生態学的アプローチを展開した。  
 →W. ベーム： =SWの3つの機能分類  
 = i) 損傷を負った能力の回復、ii) 個人的資源・社会的資源の確保、iii) 社会的機能予防  
 =CLの社会的機能を高めること
- ② (×) ジャーメイン(Germain. C.) は、ソーシャルワークを本質的な観点から検討し、ソーシャルワークの活動を三つの機能に分類して定義化を試みた。  
 →C. ジャーメイン： =人間と環境の相互作用を基本視点とした生態学的アプローチ  
 =システム理論+生態学的共生
- ③ (○) シュワルツ(Schwartz. W.) は個人と社会の関係は共生的な相互依存関係であるとし、ソーシャルワーカーの媒介機能を重視する相互作用モデルを展開した。  
 →W. シュワルツ： =相互作用モデル(主としてGW場面) =相互援助システム  
 =CLと社会との間の媒介機能
- ④ (×) ゴールドシュタイン(Goldstein. H.) は、価値の体系、知識の体系および多様な介入方法の3要素に基づくソーシャルワーク実践の共通基盤を提唱した。  
 →H. ゴールドシュタイン： =一元的アプローチ(ユニタリーアプローチ) =システム理論の援用  
 =CLの生活課題の統合的把握 =認知的-人間性尊重アプローチへと発展
- ⑤ (×) バートレット(Bartlett. H.) は、システム理論を指向した一元的アプローチを展開し、後に認知的-人間性尊重アプローチを展開した。  
 →H. バートレット： =SW実践における3つの共通基盤(①価値の体系、②知識の体系、③多様な介入方法)

34-92：ソーシャルワークの発展に寄与した代表的な研究者とその理論に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

- ① (○) ホリス(Hollis. F.) は、「状況のなかの人」という視点で、心理社会的アプローチを提唱した。  
 →F. ホリス： =「状況のなかの人」 =心理社会的アプローチ
- ② (×) トール(Towle. C.) は、「ケースワークは死んだ」という論文を発表し、社会問題へ目を向けることを提唱した。  
 →C. トール： =診断派  
 =「コモン・ヒューマン・ニーズ」

＝「4 つのニーズ（身体的福祉、情緒と知性の成長の機会、他者との関係、精神的な要求への対応）」

③（×）パールマン（Perlman. H）

→H. パールマン ＝「ケースワーク：問題解決のプロセス（1957年）」

＝問題解決アプローチ（折衷主義←診断派（+機能派））

＝コンピテンス（対処能力）

＝ワーカビリティ（援助活用能力）・問題の的確な診断（3つの診断（臨床診断、原因論的診断、力動的診断））

＝部分化・焦点化の原則 ＝4つ（後に6つ）の要素（①人（Person）、②問題（Problem）、③場所（Place）、④過程（Process）＋⑤専門職ワーカー（professional）、⑥制度・施策（provision））で構成される問題解決過程の活用

＝MCOモデル（①動機づけ（Motivation）の強化、②問題解決能力（Capacity）向上、③能力発揮機会（Opportunities）の提供）

＝「ケースワークは死んだ」 ＝貧困問題に目を向けないソーシャルワークに対する自己批判

④（×）ロビンソン（Robinson. V）

→V. ロビンソン ＝機能派 ＝「ケースワーク心理学の変遷（1930年）」

＝ソーシャルワーカーのスキル（①機関の機能の明確化、②時間と過程のコントロール、③機関との関係におけるクライアントの“動き”と“成長”の理解）

⑤（×）ハミルトン（Hamilton. G）

→G. ハミルトン ＝診断派

＝「ケースワークの理論と実際（1940年）」

（→A. マイルズ ＝「リッチモンドに帰れ」（診断派と機能派の統合に向けたアピール、1954年））

31-94：日本のソーシャルワークの発展に寄与した人物に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい

① (×) 仲村優一は、著書「グループ・ワーク 小團指導入門」において、アメリカのグループワーク論の概要を著した。

→中村優一： =著書「公的扶助とケースワーク（1956（S31）年）」、=公的扶助×CWの関係性研究  
=両者の一体的提供  
=岸勇と‘岸・仲村論争’を展開する（岸は、両者の分離提供を主張）。

② (×) 竹内愛二は、著書「社会事業と方面委員制度」において、ドイツのエルバーフェルト制度を基に方面委員制度を考案した。

→竹内愛二： =日本初の米国CW理論の導入 =著書「ケース・ワークの理論と実際（1938（S13）年）」  
=CWにおける多様な知見による科学的実践の展開の必要性

③ (×) 永井三郎は、著書「ケース・ワークの理論と実際」において、アメリカの援助技術について論じた。

→永井三郎： =著書「ソーシャル・グループ・ワークー原理と実際（H.B.トレッカー、1948年）」翻訳  
=著書「グループ・ワーク 小團指導入門（1951（S26）年）」

④ (×) 小河滋次郎は、論文「公的扶助とケースワーク」において、公的扶助に即したケースワークの必要性を示した。

→小河滋治郎： =方面委員制度創設（民生委員制度の前身）に尽力  
=著書：「社会事業と方面委員制度（1924（T13）年）」

⑤ (○) 三好豊太郎は、論文「「ケースワーク」としての人事相談事業」において、ケースワークを社会事業の技術として位置づけた。

→三好豊太郎： =CW導入に尽力（慈善・救済事業から社会事業への転換に貢献）  
=著書「ケースワーク」としての人事相談事業（1924（T13）年）」

○同時期に活躍した人物 =生江孝之 =著書「社会事業綱要（1923（T12）年）」

=<sup>たこいちみん</sup>田子一民 =著書「社会事業（1922（T11）年）」 等々

30-93：日本の社会福祉の発展に寄与した人物に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

① (×) 石井十次は、医療ソーシャルワーカーとして実践に携わった。

→石井十次： =孤児救済の先駆的実践（小舎制の採用、里親委託の導入等）  
=無制限（収容）主義 =岡山孤児院の創設

② (×) 浅賀ふさは、北海道家庭学校を創設し、感化教育を実践した。

→浅賀ふさ： =医療ソーシャルワークの先駆者

＝医療福祉確立に貢献（1929（S4）年聖路加国際病院入職）

③（○）岡村重夫は、社会関係の主体的側面に焦点を当てた社会福祉固有の視点と領域を提起した。

→岡村重夫：＝社会福祉の理論化（岡村理論の構築）

＝「社会福祉とは、個人とその基本的欲求に対応する社会制度との関係において、（社会の側からの）制度的・客観的側面の役割期待に対する個人の（側からの）主体的側面の役割実行の困難に着目して、個人の生活全体を社会環境の全体に関連させて理解し、本人のもつ社会関係の主体的側面（社会から要求される役割に対する自発的実行）に働きかけるものである」

④（×）留岡幸助は、ケースワーク技術や援助プロセスにおける理論を発展させた。

→留岡幸助：＝非行少年感化事業に尽力

＝三能主義（「よく働き・食べ・眠る」）

＝家庭学校（東京巣鴨）・北海道家庭学校（紋別）の創設

⑤（×）竹内愛二は、「無制限主義」を掲げ、孤児を救済する民間社会事業を展開した。

→竹内愛二：＝科学的社会事業（行動科学（心理学、社会学、人類学、精神医学）の知見に基づく SW 実践）

＝ケースワーク技術や援助プロセスにおける理論の発展

＝著書「ケースワークの理論と実際（1938（S13）年）」・「専門社会事業研究（1959（S34）年）」・「実践社会福祉学（1966（S41）年）」等

~~~~~



Ⅲ. 「社会福祉士及び介護福祉士法（定義／義務／法制度成立の背景／法制度見直しの背景／他）」の検討

32-91：社会福祉士及び介護福祉士法に規定されている社会福祉士の義務等に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 (×) 資質向上の責務として、相談援助に関わる後継者の育成を行わなければならない。
- 2 (×) 秘密保持義務として、その業務に関して知り得た人の秘密は、いかなる理由があっても開示してはならない。
- 3 (×) 信用失墜行為の禁止として、所属組織の信用を偏つけるような行為をしてはならない。
- 4 (×) 連携保持の責務として、業務内容の変化に対応するため、知識と技能の向上に努めなければならない。
- 5 (○) 誠実義務として、個人の尊厳を保持し、自立した日常生活を営むことができるよう、常にその者の立場に立って、誠実にその業務を行わなければならない。

31-91：社会福祉士及び介護福祉士法に規定されている社会福祉士に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- ① (○) 相談援助に関する知識と技能の向上に努めなければならない。
- ② (×) 診療の補助として喀痰吸引業務を行うことができる。
- ③ (×) 心理に関する支援を要する者の心理状態を観察し、その結果を分析することを業とする。
- ④ (×) 資格更新のため所定の講習を受講しなければならない。
- ⑤ (×) 相談援助の業務を独占的に行う。

30-91：社会福祉士及び介護福祉士法で定められている社会福祉士の業務と義務に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選びなさい。

- ① (○) 社会福祉士でなければ社会福祉士の名称を用いて業務を行ってはならない。
- ② (×) 業務を行う上で主治医の指示を受けなければならない。
- ③ (×) 5年ごとに更新のための研修を受けなければならない。
- ④ (×) 秘密保持の義務は、社会福祉士でなくなった後においては適用されない。
- ⑤ (○) 業務を行うに当たり、福祉サービス関係者等との連携を保たなければならない。

[解説]

- ・「社会福祉士」は、名称独占である（社会福祉士及び介護福祉士法第48条）。
- ・「社会福祉士」の名称使用は、登録後でなければならない（同法第28条）。
- ・「社会福祉士」は、医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うことを業とする者である（同法第2条）。
- ・「社会福祉士」に、所属する勤務先の立場を優先して業務を行わなければならないとする規定はない。
- ・「社会福祉士」に、相談援助に関わる後継者の教育指導に関する規定はない。
- ・「社会福祉士」資格には、更新制度は規定されていない。
- ・任意上位資格として、5年更新制の「認定社会福祉士」制度が創設されている（2012（H24）年～ 認定社会福祉士認証・認定機構）。
- ・社会福祉士には、資格喪失後も秘密保持義務が課されている（同法第46条）。
- ・社会福祉士は、相談援助に関する知識と技能の向上に努めなければならない（同法47条の2）。



- ・社会福祉士は、診療補助として喀痰吸引業務を行うことができるという規定はない（行うことはできない）。
  - ・介護福祉士は、その業務の1つとして「喀痰吸引等」が規定されている（同法第2条）。
  - ・社会福祉士は、心理に関する要支援者の心理状態の観察、分析等の業務は規定されていない。
    - ・公認心理師（公認心理師法（2017（H29）年施行）は、心理に関する支援を要する者の心理状態を観察し、その結果を分析することを業とする。
- \* 「社会福祉士の倫理綱領（2020（R2）年6月採択）」、「社会福祉士の行動規範（2021（R3）年3月採択）」を一覧しておきましょう。

~~~~~

#### IV. 「ソーシャルワークに係る各種の定義（国際ソーシャルワーカー連盟（IFSW）の定義／他）」の検討

32-092：「ソーシャルワークのグローバル定義」（2014年）に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

- ① (×) ソーシャルワークの発展は、西欧諸国を基準に展開する。
- ② (○) ソーシャルワークは、できる限り、「人々のために」ではなく、「人々とともに」働くという考え方をとる。
- ③ (×) ソーシャルワークの基盤となる知は、単一の学問分野に依拠する。
- ④ (×) ソーシャルワークの原則は、人間の内発的価値と尊厳の尊重から、多様性の尊重へと変化した。
- ⑤ (×) ソーシャルワークの本質として人間関係における問題解決を図ることが新たに加わり、政策目標であることが明示された。

(注)「ソーシャルワークのグローバル定義」とは、2014年7月の国際ソーシャルワーカー連盟(IFSW)と国際ソーシャルワーク学校連盟(IASSW)の総会・合同会議で採択されたものを指す。

31-92：「ソーシャルワークのグローバル定義」（2014年）に関する次の記述のうち、適切なものを2つ選びなさい。

- ① (○) 定義は、各国及び世界の各地域で展開してもよい。
- ② (×) 中核となる原理の一つに画一性の尊重がある。
- ③ (×) セラピーやカウンセリングを含めず実践する。
- ④ (○) 複数の学問分野をまたぎ、その境界を越えていく。
- ⑤ (×) 経済成長が社会開発の前提条件になるとされている。

(注)「ソーシャルワークのグローバル定義」とは、2014年7月の国際ソーシャルワーカー連盟(IFSW)と国際ソーシャルワーク学校連盟(IASSW)の総会・合同会議で採択されたものを指す。

30-92：「ソーシャルワークのグローバル定義」（2014年）におけるソーシャルワーク専門職の中核となる任務として、正しいものを1つ選びなさい。

- ① (×) 人々のエバリュエーション
- ② (×) 技術開発の促進
- ③ (×) 自民族中心主義の促進
- ④ (×) 自己変革の促進

## ⑤ (○) 人々のエンパワメントと解放

(注)「ソーシャルワークのグローバル定義」とは、2014年7月の国際ソーシャルワーカー連盟(IFSW)と国際ソーシャルワーク学校連盟(IASSW)の総会・合同会議で採択されたものを指す。

## [解説]

- 新定義では、☆各国・地域の多様性の尊重（西洋中心思考への批判）が特徴である。
  - ・社会システムに関する理論（西洋の個人主義の尊重）の導入（旧定義）から、集団的責任（非西洋の文化も尊重する方向へ）が中核的原理に加えられている。
  - ・各国、地域の文化、社会状況に適した定義の展開を認めている（西洋的思想一元化の否定と地域民族固有の知の重視）。
- 新定義では、☆マクロレベルへの拡大志向（社会変革・社会開発等の強調）が特徴である。
  - ・新定義では、個人の問題解決の取り組み（旧定義）から、抑圧的・不正義な社会構造への働きかけ・変革の取り組み強調の強調へと変化している。
  - ・新定義では、社会正義、人権、集団的責任、多様性の尊重をSWの中核的に原理に位置付ける。
  - ・人と環境との接点への介入（エコロジカル・アプローチの視点）から社会変革（エンパワメントと解放）の促進へと修正が図られている。
  - ・「社会開発」とは、SWの原理を実現するための、介入のための戦略、最終的に目指す状態、新たな政策的枠組み等を意味するものである（経済成長を前提とする考え方ではない）。
  - ・新定義（注釈）では、SWは、‘人々のために’ではなく、‘人々とともに’働くという考え方を採る。
  - ・新定義（注釈）では、SWの基礎となる知は、複数の学問領域をまたぎ、その境界を越えていくものであるとする（広範な科学的諸原理・研究成果を利用する）。
  - ・新定義（注釈）では、SWの大原則は、人間の内在的価値と尊厳の尊重、危害を加えない、多様性の尊重、人権と社会正義の支持、とする。
  - ・新旧どちらの定義でも、SWは政策目標とはされていない。

~~~~~

## [参考（SWのグローバル定義（2014年7月 IFSW）]

- ・「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義（2014年 IFSW・IASSW）」：「ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である。社会正義、人権、集団責任、および多様性尊重の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす。ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学、および地域・民族固有の知を基盤として、ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける。この定義は、各国および世界の各地域で展開してもよい。」

## (参考)

- ・社会福祉士国家試験受験ワークブック 2023 [専門科目編] 中央法規出版(株) 2022年6月
- ・社会福祉士国家試験過去問解説集 2023 中央法規出版(株) 2022年5月